

# 補足説明資料

令和2年11月  
消費者庁食品表示企画課

# 食品表示基準の改正による単一原料米の表示事項の変更点

現  
行

## 農産物検査による証明がある場合

農産物検査証明によって、産地、品種及び産年が同一であることが確認できる原料玄米を使用する場合、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記。

名称	精 米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年

**【要件】 農産物検査証明があること**

## 農産物検査による証明がない場合

農産物検査証明がなく、産地、品種及び産年が同一であることが確認できない原料玄米の場合、「複数原料米」等、産地、品種及び産年が同一でない旨又は証明を受けていない旨を表示する。

名称	精 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割

改  
正  
後

## 農産物検査による証明がある場合

変更なし

名称	精 米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年

**【要件】 産地、品種及び産年の根拠資料を保管していること**

## 農産物検査による証明がない場合

### 根拠資料を保管している場合

根拠資料の保管によって、産地、品種及び産年が同一であることが確認できる原料玄米を使用する場合、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年が表示を併記。

名称	精 米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年

### 根拠資料を保管していない場合

変更なし

〔ただし、証明を受けていない旨の表示は削除。〕

名称	精 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割

## 農産物検査

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通することを可能とする仕組み。
- 農産物規格・検査は、原則、米販売事業者と生産者の玄米の取引（B to Bの取引）において利用されている規格であるが、検査米、未検査米にかかわらず、原料玄米は、米販売事業者（※）において消費者の求める精米に調製・加工された上で、消費者の元に届けられている。  
（※）米販売事業者とは……集出荷された玄米を、消費者等のニーズに応じた精米製品に調製・加工し、袋詰めを行ったのち、小売店等に販売する事業者



## 玄米及び精米の表示

- これまで玄米及び精米の表示については、産地、品種及び産年の表示の真正性の担保として、農産物検査（産地、品種及び産年）の証明を受けていることを要件としていたが、等級は表示のための要件としていない。
- これまでも、農産物検査を受検し、産地、品種及び産年の証明がある場合は、等級格付けに関係なく（3等や規格外であっても）その産地、品種及び産年を表示することは可能。

- したがって、現行の食品表示基準では、農産物検査の受検を要件とし産地、品種及び産年を表示しているが、3点表示の根拠を担保しているだけで、品質を担保しているわけではない。

○農産物検査（等級）は、第3者の証明により玄米を精米にする際の歩留まりの目安として重要。



通常商品となる米粒



生育不良



砕け



病害



雑草の種子

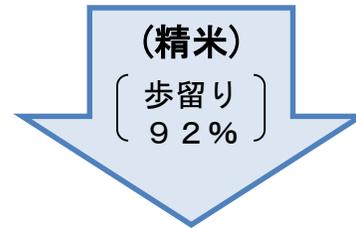
精米歩留りに影響

※写真はいずれも玄米

## 【1等】



玄米 60 kg

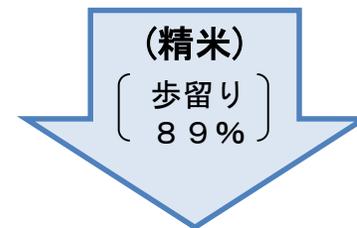


精米 55.2 kg

## 【2等】

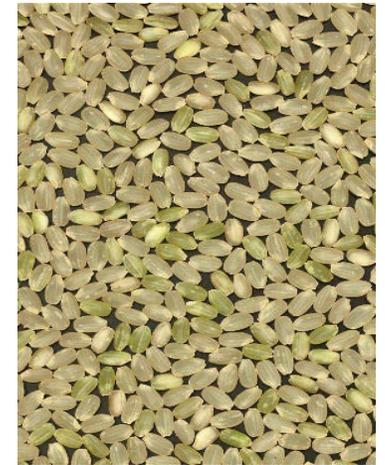


玄米 60 kg



精米 53.4 kg

## 【3等】



玄米 60 kg



精米 51.0 kg

※ 歩留りは、実需者からの聞き取りによるものであり、実際には品種や精米工場の設備等により異なる。

※ 等級の品位検査の他に、種類（農産物の種類、生産年等）、銘柄（産地品種銘柄等）、量目、荷造り、包装の検査を行っている。（赤字は産地・品種・産年の表示に関係）